

東ティモール共同法制研究

国際協力部教官

大 西 宏 道

第1 はじめに

東ティモール民主共和国（以下「東ティモール」という。）は、平成14年（2002年）の独立回復後、諸外国（ポルトガル等）、国際機関（国連開発計画（ＵＮＤＰ）等）等の支援を受けながら国づくりを進めており、現在、「東ティモール司法セクター戦略プラン 2011－2030」等に基づき、法及び司法制度の整備、法曹人材の育成等に取り組んでいる。

しかしながら、いまだ、制度の基盤、人材、情報、経験等が不足しており、外国人アドバイザーの支援による立法作業、外国人専門家の講義による法曹人材育成、諸外国及び国際機関の支援を受けた訴訟手続等、諸外国、国際機関等による支援に、法及び司法制度の整備、法曹人材の育成等の大部分を委ねている状況にある。

我が国としても、平成21年（2009年）度から、独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）の枠組み又は当部の独自支援により、東ティモールに対する法制度整備支援を行ってきた。支援内容としては、東ティモール司法省国家法律諮問立法局（ＤＮＡＪＬ）の幹部職員等を対象とし、東ティモールの優先度及び要望を踏まえた具体的な法律案の起草支援を行いながら、司法省の法案起草能力の向上を目指すものであり、逃亡犯人引渡法、違法薬物取締法、調停法等を探り上げてきた。その結果として、起草の対象とした法令の一部が成立するとともに、司法省において、立法手続に係る基本的知識が習得され、具体的な法案起草に役立てられるなど、支援の成果は着実に上がっている。

平成26年（2014年）度からは、当部の独自支援として、少年法、国際法、調停法、国籍法等を探り上げ、共同法制研究、現地セミナー等を行ってきた。

第2 趣旨

現在も、当部による支援が継続され、平成28年（2016年）8月の現地出張においては、東ティモール司法大臣を含む司法省幹部らから、引き続き我が国の支援を実施してほしい旨の要望が示された。今回、具体的には、市民登録法及び婚姻・家族法に係る民法を題材とした共同法制研究を実施してほしい旨の要望が示された。

これまで継続的に行ってきました支援に一定の成果が上がりつつある中で、東ティモール側から引き続き支援を実施してほしい旨の要望が示されていることに加え、市民登録法及び婚姻・家族法に係る民法が、国家の基盤に当たる重要な法制度であり、国際機関等からも、東ティモール政府に対し、その整備が要請されている一方、我が国でも、婚姻・家族法について議論及び法改正が行われていることから、我が国の議論及び法改正の状況を研究することは有意義であると思われる。

したがって、東ティモール司法省の要望に応じることとし、同時に、東ティモールの法令及び司法制度の状況を把握し、今後の支援を更に効率的かつ効果的なものにするため、

本共同法制研究を実施することとした。

本共同法制研究は、平成29年（2017年）2月27日から同年3月3日までの間、東ティモール司法省職員5名を我が国に招へいし、東ティモールにおける喫緊の立法課題である市民登録法案及び婚姻・家族法に係る民法改正に関し、我が国における関連する法制度に関する講義、関係機関に対する訪問及び見学、意見交換等を行うことにより、東ティモールの法案起草能力の向上を図るとともに、東ティモールの法令及び司法制度に関する情報を収集するものである。

以下、本共同法制研究の概要を簡単に報告する。

第3 概要

1 日本側専門家による講義

(1) 「戸籍法実務概論」

法務省民事局民事第一課前野政彦補佐官から、質疑応答形式により、我が国における戸籍の制度、実務等の内容について、戸籍簿の形式、届出の方式、事務管掌者等の東ティモール側研究員の関心事項を中心として、講義を受けた。

(2) 「婚姻・家族法における最近の動向及び比較法的な観点からの戸籍法の理論」

創価大学法学部南方暁教授から、我が国の民法における再婚禁止期間、婚姻年齢、離婚及び財産処理、事実婚、戸籍簿の形式並びに性的マイノリティに係る議論について、講義を受けた。

2 訪問・見学

(1) 大阪家庭裁判所

大阪家庭裁判所を訪問し、家事部裁判官から、家事調停の手続について、少年部裁判官及び書記官から、少年事件の手続及び裁判官が留意することについて、家庭裁判所調査官から、家庭裁判所調査官の業務について、説明を受けるとともに、家事調停室、面接室、少年審判廷等を見学した。

(2) 大阪法務局

大阪法務局を訪問し、同局長を表敬し、執務室を見学するとともに、同局民事行政部戸籍課長から、我が国戸籍制度の概要について、説明を受けた。

(3) 堺市

堺市役所を訪問し、竹山修身市長を表敬するとともに、堺市市民人権局市民生活部戸籍住民課課長補佐から、我が国住民の登録制度について、戸籍制度及び住民基本台帳制度の関連の観点から、届出、証明及び行政としての情報活用、区役所の業務、システム、問題点、改正要望の仕組み等を題材として、説明を受けた上、堺区役所市民課の戸籍及び住民登録の窓口を見学した。

(4) 司法研修所

司法研修所を訪問し、司法研修所長を表敬し、図書室、教室、法廷教室等を見学するとともに、同所教官及び所付から、司法修習及び裁判官研修の概要について、説明を受けた。

3 意見交換

東ティモール側研究員から、現在、東ティモール司法省において検討している法令、東ティモールにおける立法課題、司法改革委員会の概要等について、説明を受け、当部教官らと意見交換を行った。

第4 おわりに

本共同法制研究において、東ティモールの市民登録法及び民法を所管する司法省職員である研究員は、我が国の戸籍法及び婚姻・家族法に関する講義、家庭裁判所、法務局及び市役所の関係機関に対する訪問及び見学、意見交換等を行うことにより、法制度の具体的な仕組みについて知見を得て、法案起草及び制度運用能力の向上が図られるとともに、我が国も、東ティモールの法令及び司法制度に関する情報を収集することができ、有意義なものとなった。

研究員は、特に、我が国の戸籍制度について、家族を単位とする戸籍簿の編成、離婚に関する登録、住民登録との連携、市民登録を促す仕組み等に関心を有し、東ティモールにおける市民登録制度の構築に当たって参考としていた。

市民登録制度は、国家の要素である国民の身分関係を把握する国家の基盤に当たる重要な法制度であることから、その検討に当たって、我が国の戸籍制度を参考としてもらえることは、我が国にとっても有意義なことである。

また、婚姻・家族法に係る民法は、国民の身分関係に係る根本規範である。婚姻・家族法については、当該国家における社会、伝統、文化、習慣、歴史等を基礎とする部分が大きいため、我が国における議論がそのまま通用するものではないが、我が国においても、婚姻・家族法に係る議論及び法改正が行われており、さまざまな観点から我が国の状況を研究することは、東ティモールにとって参考になったと思われる。

さらに、東ティモールにおいて創設を検討している家庭裁判所及び我が国と類似する側面を有する司法研修所について、それぞれ、我が国における機関を訪問及び見学し、意見交換することも、東ティモールにとって参考になったと思われる。

今回は、我が国内で行われる共同法制研究において、初めて、東ティモールの公用語であるテトゥン語の日本人通訳により、大阪の日程を実施した。国内における日テトゥン語の通訳は、特に司法分野において、人材が限られているため、引き続き、さまざまな機会をとらえ、国内の体制を充実化してまいりたい。

全体を通じて、短い期間ではあったが、内容は充実し、研究員の評価も高く、東ティモール司法省の法案起草能力の向上が図られ、東ティモールの法令及び司法制度に関する情報を収集することができることから、有意義な共同法制研究であった。

最後に、御多忙の中、本共同法制研究に協力していただいた南方教授、前野補佐官、各訪問先関係者の方々、通訳の大坂智美氏及び呼子紀子氏その他関係者の皆様に、この場を借りて感謝申し上げたい。

平成28年度東ティモール共同法制研究 研究員

ネリンホ・ヴィタル	
1	Mr. Nelinho Vital 司法省国家法律諮詢立法局長
ヴィクトル・ダ・コスタ・ネト	
2	Mr. Victor da Costa Neto 司法省市民登録公証局長
フラヴィアノ・モニス・レアオ	
3	Mr. Flaviano Moniz Leao 司法省人権市民権局長
ドミンガス・カスタネイラ	
4	Ms. Domingas Castanheira 司法省法律研修所国際協力部長
アシス・ドス・サントス	
5	Mr. Assis dos Santos 司法省リーガルアドバイザー

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 大西 宏道 (ONISHI Hiromichi) , 教官 / Professor 湯川 亮 (YUKAWA Ryo)

国際協力専門官 / International Cooperation Training Officer 井倉 美那子 (INOKURA Minako)

平成28年度東ティモール共同法制研究日程

[担当教官:大西教官, 湯川教官 担当専門官:井倉専門官]

月	曜 日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考
2 /	土 25	【移動】 (MI295 ディリ15:25発—シンガポール18:10着)		
2 /	日 26	【入国】 (SQ618 シンガポール01:25発—関空9:00着)		
2 /	月 27	10:00 12:00 【オリエンテーション】 国際会議室	12:15 【写真撮影】 【部長主催意見交換会】 13:30 【訪問】 大阪家庭裁判所 14:30 【訪問】 大阪家庭裁判所	17:00
2 /	火 28	10:00 【訪問】 大阪法務局民事行政部戸籍課 大阪法務局	12:00 14:15 【訪問】 堺市長表敬 堺市市民人権局市民生活部戸籍住民課, 堺区役所市民課 15:00 【訪問】 司法研修所	17:15 堺市役所, 堺区役所 16:40 司法研修所
3 /	水 1	【移動】 (新大阪発—東京着)		
3 /	木 2	10:00 【講義】 戸籍法実務概論 法務省民事局民事第一課前野政彦補佐官	12:30 第三教室	14:00 【講義】 婚姻・家族法における最近の動向及び比較法的な観点からの戸籍法の理論 南方暁創価大学教授
3 /	金 3	10:00 【意見交換】 東ティモール側研究員からの発表及び意見交換 南方暁教授, 国際協力部教官	12:30 第三教室	13:30 民事局長表敬 14:00 法務総合研究所所長表敬 14:30 【資料整理】 第三教室 17:00 【出国】 (SQ635 羽田 22:50発—シンガポール05:25着)
3 /	土 4	【移動】 (MI296 シンガポール09:25発—ディリ14:20着)		